

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年10月20日（水）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○ハラスメントの防止等に関する要綱について

島田委員長

前回の委員会で、所沢市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱（案）の第4条条文案が了承されましたので、文言修正した最終案を事前送信させていただいております。

これをもって、本要綱案を当委員会の最終案とすることとしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

島田委員長

それでは、本要綱案につきましては、議会運営に関わるものではございませんので、議員説明会にて説明した後に起案し、議長決裁にて制定することとしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

荻野委員

所沢市の例規集では、議会の関係については、要綱があまり掲載されていないが、その決まりはあるのか。議会報告会や政策討論会の実施要綱などがあるが、掲載されていない理由があるのか。執行部のハラスメントの

要綱は登載されている。例規集に搭載されていれば、市民の関心のある方がご覧になることができる。今でなくて構わないので、調べておいてほしい。

島田委員長

それでは、後ほど確認をお願いします。

執行部には、ハラスメント事象発生時の申出票というか、受付票というものがあるのですが、ただ今、お配りしましたものにつきまして、執行部の受付票を参考にしており、先ほどの要綱案に紐づけられていない様式となりますので、運用としてこの様式を使って届け出てもらおうということでもよろしいでしょうか。

石本委員

様式の一番下の相談・苦情対応者氏名というのは、相談を受けた人になるのか。

島田委員長

議長になります。このような様式で申し出てもらおうということでもよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

次に、議員説明会を11月中に開催し、その後の議長決裁ですので、本要綱の施行期日は、決裁後のはじめに来る月の一日としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

【議 事】

○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

前回委員会で伺った意見を反映させました改定提案表を事前に配信しております。確認が必要となります条文は、第9条第1項、及び3つの新規条文案を順に確認してまいります。

第9条第1号改正条文案につきましては、再度、荻野委員からの修正案及び川辺委員からの修正案が示され、持ち帰りとなっています。持ち帰って検討されたご意見、結果についてご報告をお願いします。

松本委員

前回、荻野委員が提案された案で結構である。

川辺委員

わが会派も提起させてもらった会議規則との整合性もよく考えられて、非常によい改正案で、この条文案でよいとの意見であった。

島田委員長

確認のため、読み上げます。

「議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。なお、質疑及び質問は一問一答方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については、一括方式、初回一括方式で行うことができる。」というこの条文案でよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

次に、議会モニター制度の条文案につきましては、研究し制度を理解してから条例化すべきとのご意見に対し、できる規定であり制度の理解や実施についての議論は別のところで行うべきとのご意見などが出され、持ち帰りとなっております。持ち帰られた川辺委員からご報告をお願いします。

川辺委員

わが会派でも、正副委員長にご尽力いただき、理解が深まって、新たに議会モニター制度を実施する際には、しっかりとした議論をした上で進めるということで、この条文案を新規制定することに関してはよいとの見解に達した。

島田委員長

川辺委員のところだけが持ち帰りとなっていましたので、こちらにつきましては、「議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。」という条文案を加えるということによろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

次に、情報通信技術の活用の条文案につきましては、第1項の修正及び第2項の削除案が示され、その修正案への意見も出されました。こちらも

川辺委員が持ち帰りとなっていましたので、結果のご報告をお願いします。

川辺委員

わが会派として、第1項は必要であるが、第2項はなくしてしまえばよいとの考え方もあったが、災害においてはこのような条文も必要である。ただし、新規規定を作るに当たって、第2項においては、現行の議会基本条例の第28条第3項として位置付ければ、よいのではないかとということで、提案させていただく。

島田委員長

それでは、ただいまのご提案を踏まえ、新規規定といたしまして、「議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。」という条文を案として盛り込みまして、第2項としていました「議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議事堂に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。」という条文を議会基本条例第28条の第3項に組み込むということでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

続きまして、会議録等の公開の条文案につきましては、第3項は「第1項、第2項においては、原則、公開する。」というシンプルな条文案が新

たにご提案され、また、第3項中ただし書きは残す方がよいとのご意見も出されまして持ち帰りとなっています。こちらについても川辺委員、お願いいたします。

川辺委員

第3項の「公開しなければならない。」という表記の仕方について、強すぎるのではないかと意見があり、「公開するものとする。」という表記になったらよいのではないかとということで、提案させていただく。

島田委員長

それでは、ただいまのご提案を含め、「第1項 議長は、本会議の議事等の会議録を作成し、及び保管する。」、「第2項 委員会の議事等の記録は、委員長が作成し、議長が保管する。」、「第3項 第1項の会議録及び前項の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開するものとする。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りではない。」このとおりの修正案を加えるということよろしいでしょうか。

(委員了承)

矢作委員

条文はこのとおりでよいが、会議録と記録の違いは何か確認する。また、「会議録等の公開」の「等」は何を指すのか確認したい。

荻野委員

私の理解であるが、本会議については発言内容がそのまま残るので「会

議録」となっており、委員会の場合は、要点筆記なので、委員会条例上も「記録」としている。そのため、見出しの部分は、委員会の記録も含める意味で「等」を付けている。

島田委員長

懸案となっていました部分は、一致ができたということになりますので、ただ今のご意見を反映しました条文案に改めた上で、会議録等の公開の条文案とすることとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

それでは、修正部分もありましたので、最終案を調整するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時46分)

再 開 (午後2時05分)

島田委員長

ただ今、配付いたしました最終案をご確認いただきたいと思います。

こちらを11月8日開催予定の政策研究審議会に諮問するための最終案とすることによろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

それでは、この最終案に議会基本条例の一部改正について議論してまい

りましたこれまでの会議記録などを添付し、一部改正案とする妥当性について、議長に政策研究審議会の諮問を依頼してまいります。

なお、改正案の逐条解説につきましては、正副委員長が作成したものを諮問の資料とすることとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

それでは、作成しました逐条解説は、情報共有のため委員のみなさんに後日、配信させていただきたいと思います。ご了承願います。

○その他

島田委員長

これまで当委員会で審議されてきました、政治倫理条例施行規程(案)、ハラスメントの防止等に関する要綱(案)、議会基本条例一部改正(案)の議員説明会開催につきまして、11月24日(水)の午前10時からでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

そのほかに何かございますか。

荻野委員

前々回、前回と申し上げた9月24日の議員提出議案第11号に対する青木議員からの質疑の件である。前回、松本委員からそういった発言はなかったというお話があったが、議会中継の動画を確認し、文字起こしをし

たので、内容を読み上げる。

「議員は、議員、その配偶者、2親等以内の血族、又は同居の親族が役員となっている企業に市との請負契約、委託契約等を辞退させるよう努めること。ただし、災害時で緊急を要するとき、又は請負契約、委託契約等を辞退させることにより市に著しい支障があるときを除くとありますが、これは先日まで議会改革特別委員会の中で議論してまともになかった議案だと思います。特別委員会がまだ存続するにもかかわらず、提出した理由はなぜなのか。また、議員の身分を縛る大事な議案をね、このような乱暴な提出の仕方をするのであれば、今後ですね、特別委員会を設置すること自体、無駄なことだと思ってしまう。全て議員提出議案で決めてしまえばいいのではないかと思ってしまうんですが、佐野議員はどのように考えておりますでしょうか。」と発言されていた。この内容を見ると、その該当部分については、特別委員会の中ではまともになかったということが認識されていたようだが、特別委員会がまだ存続するにもかかわらず、提出した理由はなぜなのかとおっしゃっていて、これに対して佐野議員は、答えていなかったけれども、この発言の意図を想像すると、まだ特別委員会が存続するのであれば、議論する余地があるというような考え方もできるし、もしくは特別委員会が廃止になってから、提出した方がよかったのではないということが推測できる。その意図は本人でないとわからないので、参考人という形かはわからないが、ご本人に発言の意図を確認したいと思っている。特別委員会を設置すること自体が無駄なことだと思っ

てしまうとおっしゃられているので、特別委員会に所属している立場としては、こういうことを言われてしまうのも配慮に欠けるのではないかと受け止めてしまった。そのへんの発言の真意をできればご本人に確認する機会を設けていただければありがたい。

石本委員

それは荻野委員が文字起こししたのか。

荻野委員

私が議会中継の該当部分を聞いて、個人的に作成したもので、写しがあるのでよければお配りする。

島田委員長

荻野委員から参考人招致のお話がありましたが、みなさんはいかがですか。

松本委員

前回の委員会で2回目の話があったので、青木議員本人に確認した。本人の趣旨は、特別委員会を設置したのだから、執行部からの議案は多数決があつてしかるべきであるが、議員に関する取り決め事項に関しては、できるだけお互いの意見が歩み寄るように努力を重ねていくべきであると。意見書なども含めて議員提出議案は、全会一致でやってきたよいルールがあるので、できうる限り身分に関することは全会一致を旨とする。意見が違っても歩み寄ってまとめてもらいたいということを特別委員会に希望するという趣旨で、話したと言っている。本人に確認したら、特別委員会

を否定するものでなく、継続して特別委員会でお互いに全会一致を目指して議論していただきたいというのが本音であるとのことだ。

荻野委員

特別委員会で全会一致を目指してという話であったが、まだ議論する余地があるということか。

松本委員

そういうことである。様々な意見があるけれども、目指すところは議会改革の中でこういう趣旨の取り決めをするならば、お互いに納得する全会一致を旨としていただきたいという議論を深めてはという趣旨で申し上げたということである。

石本委員

松本委員は意見書も全会一致だと言っていたが、意見書はあくまでも機関意思の決定であるから、所沢市は全会一致としている。意見書と条例を同一視するのは違うのではないか。松本委員からは今後も議論するということであったから、議論するのはよい。過去に議論を打ち切った経緯は松本委員にあるのであるから、会派にきちんと伝わっているのかということを感じている。

松本委員

議員の身分に関することは、できるだけ全会一致で物事を決めてほしいというのが本旨である。したがって、特別委員会が継続して、本会議に提出する前にもっと努力をするべきではないかという趣旨である。

矢作委員

一致点を見出す努力は、していてもよい。

島田委員長

もう一度、論点のところは、特別委員会で再度議論していくという話になると思いますが、いかがでしょうか。

川辺委員

改めて二親等以内の血族の関係をテーブルに乗せて議論をしていくということか。

島田委員長

そこを確認しています。

川辺委員

わが会派としては、現実的に以前の特別委員会では合意が得られなくて、ある一定の期間が過ぎればまた検討の余地があるかもしれないが、テーブルに乗せるのは間もないので、いったん会派に持ち帰って検討してみないと判断できない。

島田委員長

団体の長の条文も含めて、持ち帰っていただくことになります。

松本委員

青木議員は今の特別委員会で議論しなさいということまでは言っていない。全会一致を努力すべきで、本会議に出されたから違うのではないかとということで、特別委員会で議論しろとは言っていない。

石原委員 特別委員会で議論してきた委員のためにも言うが、全会一致に向けての努力は非常にしてきた。

石本委員 すでに論点は出尽くしたと思っている。新たな論点が見つかるかもしれないということでいくと、コロナも収まったので、同じ条文を制定している議会の視察も検討してもよい。

矢作委員 日程的なことがどうなのかとされていて、委員長から出されたスケジュールだと、目途として来年の6月頃となっていたと思うが、また政治倫理条例の議論をして一致点ができたとして、どういう手続きが必要なのかというのと、委員会の目途としている6月までにできるのか。

島田委員長 それは議論の進み具合で、今回の趣旨は、青木議員が質疑されたことを踏まえての議論をするのか、しないのかというところだと思います。川辺委員は持ち帰らせてほしいということですので、議論するかしないか決まっていないので、先のことはわかりません。石本委員からも視察をしたらどうかという話もありましたが、それについてはいかがですか。

川辺委員 視察については、仮に議論を進めていくということであれば、視察で研究を深めていくことも必要かと思うが、議論していく方向が決まれば、視

察には賛成である。今の時点では同意しかねる。

石本委員

どういう経緯を経るかわからないが、考えられるパターンとしては、議論しないのであれば、12月定例会に提案される可能性もある。

荻野委員

佐野議員をはじめ、私も賛成者になったが、議員提出議案第11号として提出された内容については、この特別委員会では、松本委員を除く皆さんは了承されていた内容なので、松本委員から歩み寄ってもらえる見通しがあるのであれば、時間を割く意味はあると思う。結局、時間は取ったけれども、そういう方向に行かないのであれば、意味がなくなってしまうので、青木議員が言うように、特別委員会が存続しているにもかかわらず、なぜ提出したのかと言われないようにするのであれば、特別委員会が廃止された後にまた誰かが提出するということになると思われる。

石本委員

過去に議員報酬の条例があり、4回提出されたケースがあった。議会運営委員会でも、また出すのかといろいろな意見も出た。繰り返し出しており、出す権利はあるわけであるし、荻野委員が言ったように議論しなければ出されても仕方ないということも想定して持ち帰ったほうがよい。

島田委員長

もう一度、テーブルに乗せるか、乗せないかというご意見が出ましたので、会派に持ち帰っていただいて、次回、確認するという事によろしい

でしょうか。

松本委員

継続的に特別委員会があるから、議論してくださいというメッセージを青木議員は出したわけではない。

島田委員長

今回は10月25日を予定していましたが、議会基本条例も意見の一致がなされましたので、25日の委員会開催は見送るということで、持ち帰りについては改めて日を設定させていただいてもよいのかと思います。

25日に予定していた委員会開催は取り止めるということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

今回は、11月24日(水)の午後1時30分からということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午後2時32分)